

東郷町地域移行部活動運営業務プロポーザル提案書評価要領

1 目的

この要領は、東郷町地域移行部活動運営業務を実施するのに最もふさわしい事業者を選定するに当たり、プロポーザル方式により提出された企画提案書等の評価手順を定めることを目的とする。

2 選定委員会の設置及び選定委員

提案書等の評価は、東郷町地域移行部活動運営業務実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。

（参考 東郷町地域移行部活動運営業務実施事業者選定委員会名簿）

役 職
学識経験者
地域協働課長
こども課長
学校教育課指導主事
学校教育課長

3 選定委員会の事務局

選定委員会の事務局は、東郷町教育委員会教育部生涯学習課に置く。

4 評価の方法

(1) 評価は、書類審査、提案評価及びヒアリング評価を行う。選定委員は、各事業者からの提案説明を受け質疑を行った後、次の項目について評価を行い、別紙「東郷町地域移行部活動運営業務に係る企画提案評価表」を作成する。

項目	配点	主な評価の観点
業務実績・理解度	5	・過去に小中学生を対象とした類似業務の受託実績
		・国や愛知県のガイドライン及び東郷町の地域展開の方針（教員負担軽減、生徒の多様な体験）の理解

<p>地域展開への支援</p> <p>・ 創意工夫</p>	<p>10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書に記載された業務に加え、将来的な地域展開（自走化）に向けた、事業者独自のノウハウやアイデアの提案 ・ 委託期間終了後の地域への引き継ぎを見据えた、地域人材の発掘や組織づくりに関する提案
<p>運営基盤・事務体制</p>	<p>10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会費徴収、保険加入手続き、会員管理等の体制 ・ 部活動指導の効果検証（アンケート実施等）の実施 ・ 改善につなげるサイクル
<p>実施体制・連携</p>	<p>15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括責任者（コーディネーター）の配置計画及び、指導者・学校・町・保護者との連絡体制 ・ 急な欠員や、当日の遅刻・欠勤が発生した場合の代理の手配など、バックアップ体制 ・ 生徒、保護者、学校との間でトラブルが発生した場合の対応 ・ 保護者からの問い合わせ窓口体制（電話・メール等）
<p>指導者の確保</p>	<p>15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的に指導者を確保できる具体的な採用方法 ・ 採用基準（資格要件、経験年数等） ・ 兼職兼業の教員等、専門性のある人材を確保する方策
<p>指導者の研修</p>	<p>10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修体制、内容 ・ 障がいのある生徒や初心者への配慮に関する研修

		<ul style="list-style-type: none"> ・体罰、セクハラ、いじめ問題に関する研修 ・指導技術だけでなく、生徒とのコミュニケーションや生活指導等に関する研修
安全管理	10	<ul style="list-style-type: none"> ・事故や怪我が発生した際の緊急対応マニュアル ・感染症対策や保険加入 ・個人情報保護のための取り組み（規約、管理体制） ・上位大会への移動手段（バス等の手配・引率等）及び安全対策・緊急事態への対応
法令遵守	10	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員のサービス管理（勤務時間の把握、評価制度） ・指導者の問題行為発生時の対応、対策
金額積算の妥当性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者への謝金単価（目安：2,000円/時程度） ・安価な見積りの場合、その根拠の合理性
見積金額	10	<ul style="list-style-type: none"> ・提示された見積りに基づき、所定の計算式により算出

(2) 評価の基準

採点区分	特に優秀	優秀	普通	少し劣る	劣る
5点の場合	5点	4点	3点	2点	1点
10点の場合	10点	8点	6点	4点	2点
15点の場合	15点	12点	9点	6点	3点

(3) その他

ア ヒアリング評価は、各事業者30分以内の提案説明と15分程度の質疑応答を行う。

イ 「見積金額」については、提出された見積書の金額について、次の計算式

により事務局が評価する。

価格点 = 配点 × 最低見積者の見積金額 / 提案事業者の見積金額

ウ 主な内容ごとに最高点又は最低点をつけた委員の点数を除き、評価点を合計するものとする。ただし、同一の評価のポイントにおいて、最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

5 総合評価表の作成

事務局は、上記4(1)で選定委員が記入した評価表に基づき、総合評価表を作成する。

6 優先交渉権者の決定

- (1) 選定委員会は、上記5で作成した総合評価表を基に優先交渉権者を選定する。
- (2) 提案されたすべての企画提案内容が町の求める水準に達しないときは、理由を明らかにし、実施事業者を選定すべきでないとの審査結果を出すものとする。
- (3) 見積金額が予算の上限を超える提案をした者及び総合評価表の合計点が5割に満たない者は失格とする。

7 業者への通知

事務局は、提案参加事業者に対し、選定又は不選定を通知する。

8 施行期日

令和8年4月10日から施行する。

東郷町地域移行部活動運営業務に係る企画提案評価表

項目	主な評価の観点	配点	採点					得点
業務実績・理解度	・過去に小中学生を対象とした類似業務の受託実績	5	5	4	3	2	1	
	・国や愛知県のガイドライン及び東郷町の地域展開の方針（教員負担軽減、生徒の多様な体験）の理解							
地域展開への支援・創意工夫	・仕様書に記載された業務に加え、将来的な地域展開（自走化）に向けた、事業者独自のノウハウやアイデアの提案	10	10	8	6	4	2	
	・委託期間終了後の地域への引き継ぎを見据えた、地域人材の発掘や組織づくりに関する提案							
運営基盤・事務体制	・会費徴収、保険加入手続き、会員管理等の体制	10	10	8	6	4	2	
	・部活動指導の効果検証（アンケート実施等）の実施。改善につなげるサイクル							
実施体制・連携	・統括責任者（コーディネーター）の配置計画及び、指導者・学校・町・保護者との連絡体制	15	15	12	9	6	3	
	・急な欠員や、当日の遅刻・欠勤が発生した場合の代理の手配など、バックアップ体制							
	・生徒、保護者、学校との間でトラブルが発生した場合の対応							
	・保護者からの問い合わせ窓口体制（電話・メール等）							
指導者の確保	・安定的に指導者を確保できる具体的な採用方法	15	15	12	9	6	3	
	・採用基準（資格要件、経験年数等）							
	・兼職兼業の教員等、専門性のある人材を確保する方策							
指導者の研修	・研修体制、内容	10	10	8	6	4	2	
	・障がいのある生徒や初心者への配慮に関する研修							
	・体罰、セクハラ、いじめ問題に関する研修							
	・指導技術だけでなく、生徒とのコミュニケーションや生活指導等に関する研修							
安全管理	・事故や怪我が発生した際の緊急対応マニュアル	10	10	8	6	4	2	
	・感染症対策や保険加入							
	・個人情報保護のための取り組み（規約、管理体制）							
	・上位大会への移動手段（バス等の手配・引率等）及び安全対策・緊急事態への対応							
法令遵守	・指導員の服務管理（勤務時間の把握、評価制度）	10	10	8	6	4	2	
	・指導者の問題行為発生時の対応、対策							
価格積算の妥当性	・指導者への謝金単価（目安：2,000円/時程度）	5	5	4	3	2	1	
	・安価な見積りの場合、その根拠の合理性							
見積価格	・提示された見積りに基づき、所定の計算式により算出	10	10	8	6	4	2	